

寺院の適切な管理運営について

▷ 会計・税務 ⑪

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

▽ 消費税

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。
今号は、消費税について掲載いたします。

1. 制度の概要・簡易課税制度

(1) 納税義務者

国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は納税義務者になります。したがって、宗教法人も免税事業者（基準期間又は特定期間の課税売上高が1,000万円以下の宗教法人）に該当する場合を除き、課税資産の譲渡等を行えば納税義務を負うこととなります。

基準期間とはその事業年度の前々事業年度をいい、特定期間とはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(2) 納付税額の計算

消費税額は、左上の算式によって計算した金額です。

宗教法人の場合、寄附金等の対価性のない収入（特定収入）が多いため、課税仕入れ等にかかる消費税額の計算について、一定の調整計算が必要となります。

(3) 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下であること等の要件を満たす場合、その課税期間は簡易課税制度により課税仕入れ等にかかる消費税額の計算を行うことができます。

簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等にかかる消費税額を計算することなく、課税期間における課税売上高にかかる消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等にかかる消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

「みなし仕入率」は、以下の通り区分されています。

第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業）	80%
第3種事業（製造業等）	70%
第4種事業（その他の事業）	60%
第5種事業（サービス業等）	50%
第6種事業（不動産業）	40%

例えば、駐車場収入が1,000円（消費税等100円）ある場合、課税仕入れ等にかかる消費税額等は40円（100円×40%）と計算されます。

(4) 申告及び納付

納税義務者となる宗教法人は、各事業年度終了日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して所定の事項を記載した確定申告書を提出するとともに、その申告にかかる消費税額及び地方消費税額の合計額を納付しなければなりません。

2. 主な課税対象

宗教法人の行う主な事業について消費税の課税対象は、次頁一覧表の通りとなります。

$$\text{消費税額} = \text{課税期間中の課税売上にかかる消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れ等にかかる消費税額}$$

宗教法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

事業の内容	課税、不課税等の別
①葬儀、法要等に伴う収入（懇志、布施等）	不課税
②絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売	課税
③永代使用料を受領して行う墳墓の貸付け	土地の貸付けにかかるものは非課税
④墓地の管理料	課税
⑤駐車場の経営	課税
⑥土地や建物の貸付け	土地の貸付けは非課税、建物の貸付けは課税、ただし住宅の貸付けは非課税
⑦宿泊施設（宿坊等）の提供（1泊2食、1,500円以下）	不課税
⑧仏前結婚の挙式等の行為	
a. 挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるもの	不課税
b. 挙式後の披露宴における飲食物の提供	課税
c. 挙式のための衣装その他の物品の貸付け	課税
⑨幼稚園の経営等	
a. 幼稚園の経営	保育料、入園料、入園検定料、施設設備費等は非課税
b. 制服、制帽等の販売	課税
c. ノート、筆記具等文房具の販売	課税
⑩常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧	課税
⑪新聞、雑誌、講話・法話集、経典の出版及び販売	課税
⑫茶道、生花、書道等の教授	課税
⑬拝観料	不課税

【註】

- ・不課税とはそのものの性質上消費税の課税の対象とはならないものをいい、非課税とは本来的には消費税の課税の対象となるものですが、社会政策的見地等から課税されないものをいいます。
- ・①、⑦、⑬については、原則として不課税です。
- ・②の「線香、ろうそく、供花」の販売のうち、参拝のためのものは不課税です。
- ・上記事業のうち不課税となる事業収入は、特定収入に該当します。

国税庁「令和3年版宗教法人の税務」参照



本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編者の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。